

参考資料

1. 指定等文化財の件数・リスト

(1) 指定等文化財件数

【指定文化財件数】

令和8年（2026）3月31日現在

類 型		国指定 重要文化財	県指定	市指定	合計
有形 文化財	建 造 物	0	7	4	11
	絵 画	0	1	2	3
	彫 刻	1	4	9	14
	工 芸 品	2	2	4	8
	書籍・典籍	0	1	7	8
	古 文 書	0	0	1	1
	考 古 資 料	0	0	7	7
	歴 史 資 料	0	0	1	1
無 形 文 化 財		0	1	0	1
民俗 文化財	有形の民俗文化財	1	2	4	7
	無形の民俗文化財	1	2	10	13
記念物	遺 跡	1	3	9	13
	名 勝 地	0	0	0	0
	天 然 記 念 物	0	4	10	14
保 存 技 術		0	0	－	0
合 計		6	27	68	101

※県指定天然記念物1件は市指定天然記念物と重複、県指定史跡1件は市指定史跡と重複。

【登録文化財件数】

登録有形文化財（建造物）	国登録	15	県登録	1
--------------	-----	----	-----	---

【記録作成等の措置を講ずべき文化財（記録選択文化財）件数】

種別	国	県	合計
無形文化財	1	0	1
無形の民俗文化財	2	1	3
合 計	3	1	4

※国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1件は、県指定無形民俗文化財と重複。

(2) 類型別指定等文化財リスト

類型	種別	指定	名 称	指定地 伝承地	所有者 伝承者	指定等 年月日	員数 面積
有	建	県	那古寺多宝塔 附 木造宝塔	那古 1125	那古寺	昭 40.4.27	各 1 基
有	建	県	大巖院四面石塔 附 石製水向	大網 398	大巖院	昭 44.4.18	1 基 4 個
有	建	県	手力雄神社本殿	大井 1129	手力雄神社	昭 55.2.22	1 棟
有	建	県	石井家住宅	畑 1117	個人	平 2.3.16	1 棟
有	建	県	那古寺観音堂 附 厨子	那古 1125	那古寺	平 6.2.22	1 棟
有	建	県	千葉県立安房南高 等学校旧第一校舎	北条 611	千葉県	平 7.3.14	1 棟
有	建	県	千手院石造宝篋印 塔	安東 504	千手院（安 東区）	令 6.3.29	1 基
有	建	市	洲崎神社本殿	洲崎 1344 (1697)	洲崎神社	昭 42.2.21	1 棟
有	建	市	鶴谷八幡神社本殿	八幡 76	鶴谷八幡宮	昭 42.2.21	1 棟
有	建	市	応永八年在銘宝篋 印塔	香 311	個人	平 5.12.24	1 基
有	建	市	小谷家住宅	布良 1256	個人	平 21.10.27	1 棟
有	建	国登	鈴木家住宅主屋	沼 1619	個人	平 19.5.15	1 棟
有	建	国登	鈴木家住宅蔵	沼 1619	個人	平 19.5.15	1 棟
有	建	国登	鈴木家住宅表門	沼 1619	個人	平 19.5.15	1 棟
有	建	国登	紅屋商店店舗	長須賀 1	個人	平 19.5.15	1 棟
有	建	国登	紅屋商店主屋	長須賀 1	個人	平 19.5.15	1 棟
有	建	国登	巴橋	犬石字巴 9-1 地先	館山市	平 19.10.2	1 基
有	建	国登	洲崎灯台	洲崎字大塚 1043	国	平 27.3.26	1 基
有	建	国登	小高記念館	館山 95	個人	平 28.2.25	1 棟
有	建	国登	小原家住宅主屋	南条 54	個人	平 29.6.28	1 棟
有	建	国登	小原家住宅離れ	南条 54	個人	平 29.6.28	1 棟
有	建	国登	小原家住宅米蔵	南条 54	個人	平 29.6.28	1 棟
有	建	国登	小原家住宅文庫蔵	南条 54	個人	平 29.6.28	1 棟

類型	種別	指定	名 称	指定地 伝承地	所有者 伝承者	指定等 年月日	員数 面積
有	建	国登	小原家住宅旧長屋 門	南条 54	個人	平 29.6.28	1 棟
有	建	国登	小原家住宅表門	南条 55-3	個人	平 29.6.28	1 棟
有	建	国登	旧森田家住宅主屋	北条 2321	個人	平 31.3.29	1 棟
有	建	県登	千葉県立安房高等 学校旧管理棟（無 弦館）	八幡 385	千葉県	令 6.3.29	1 棟
有	絵	県	絹本著色僧形八幡 神像	那古 1125	那古寺	平 6.2.22	1 幅
有	絵	市	慈恩大師画像	大網 398	大巖院	昭 43.12.23	1 巻
有	絵	市	歌舞伎大絵馬	那古 1125	那古寺	昭 63.6.28	1 面
有	彫	国	銅造千手観音立像	那古 1125	那古寺	昭 59.6.6	1 軀
有	彫	県	木造阿弥陀如来坐 像	那古 1125	那古寺	昭 59.2.24	1 軀
有	彫	県	木造如来形坐像	大神宮 704	千祥寺 （博物館保 管）	昭 61.2.28	1 軀
有	彫	県	石造千手観音菩薩 坐像 附 石造不動 明王立像・石造毘 沙門天	安東 504	千手院（安 東区）	令 6.3.29	1 軀 2 軀
有	彫	県	石造地藏菩薩坐像	安東 504	千手院（安 東区）	令 6.3.29	1 軀
有	彫	市	那古寺木造千手観 音立像	那古 1125	那古寺	昭 38.12.17	1 軀
有	彫	市	木造阿弥陀如来坐 像	大網 398	大巖院	昭 43.12.23	1 軀
有	彫	市	慶長十三年紀年肖 像彫刻二軀	大網 398	大巖院	昭 43.12.23	1 軀
有	彫	市	木造天部像	洲宮 921	洲宮神社	昭 44.2.21	1 軀
有	彫	市	磨崖十一面観音立 像	船形 835	大福寺	昭 45.2.20	1 軀
有	彫	市	木造聖観音立像	出野尾 859	小網寺（博 物館保管）	昭 47.1.21	1 軀

類型	種別	指定	名 称	指定地 伝承地	所有者 伝承者	指定等 年月日	員数 面積
有	彫	市	鶴谷八幡神社百態 の竜	八幡 76	鶴谷八幡宮	昭 49.2.20	1 式
有	彫	市	木造阿弥陀如来坐 像	神余 4612	自性院	平 2.7.23	1 軀
有	彫	市	木造地藏菩薩立像	竹原 1563	相賀組（博 物館保管）	平 2.7.23	1 軀
有	工	国	梵鐘（弘安九年在 銘）	出野尾 859	小網寺	昭 36.6.30	1 口
有	工	国	金銅密教法具	出野尾 859	小網寺 （博物館保 管）	令 5.6.27	一括
有	工	県	繡字法華経普門品	那古 1125	那古寺	昭 44.1.10	1 巻
有	工	県	蓮華形柄香炉	出野尾 859	小網寺 （博物館保 管）	令 6.3.29	1 柄
有	工	市	双鳥花草文八陵 鏡・双鳥花草文円 鏡	大神宮 589	安房神社	昭 44.2.21	各 1 面
有	工	市	船越鉦切神社鰐口	浜田 376	船越鉦切神 社	昭 45.8.26	1 口
有	工	市	刀銘 守家	八幡 68	鶴谷八幡宮	昭 58.10.25	1 口
有	工	市	水晶製六角五輪塔 形舍利塔	神余 4612	自性院 （博物館保 管）	昭 61.7.22	1 基
有	書	県	観世音経 孔雀王 咒経 附 那古寺 文書	那古 1125	那古寺 （一部博物 館保管）	平 21.3.18	2 巻 附 1 巻
有	書	市	検地帳	館山市立博物 館	館山市・竹 原区	昭 36.10.21	46 冊
有	書	市	十二因縁論	大網 398	大蔵院	昭 43.12.23	1 巻
有	書	市	絹本名号本尊	大網 398	大蔵院	昭 43.12.23	1 巻
有	書	市	洲宮神社縁起	洲宮 921	洲宮神社	昭 44.2.21	1 巻
有	書	市	岡嶋家所伝安房忌 部系図	大神宮 570	個人	昭 44.2.21	1 巻

類型	種別	指定	名 称	指定地 伝承地	所有者 伝承者	指定等 年月日	員数 面積
有	書	市	洲崎大明神縁起 房州安房郡大明神 社縁起 洲崎大明神由緒旧 記	洲崎 1344	洲崎神社	昭 45.8.26	3 点
有	書	市	宋版『孫真人玉函 方』他	館山市立博物 館	館山市	平 20.2.20	1 冊
有	古	市	里見氏関係文書	館山市立博物 館	館山市、個 人	平 18.12.26	30 通
有	考	市	船越鉦切神社奉納 独木舟	浜田 376	船越鉦切神 社	昭 32.12.16	1 隻
有	考	市	鶴谷八幡神社棟札	八幡 76	鶴谷八幡宮 (博物館保 管)	昭 40.4.21	3 枚
有	考	市	元應板碑	大網 398	大巖院	昭 43.12.23	1 点
有	考	市	祭祀用土製模造品	洲宮 921	洲宮神社 (博物館保 管)	昭 44.2.21	7 点
有	考	市	安房神社高坏	大神宮 589	安房神社	昭 44.2.21	1 箇
有	考	市	坂井翁作古墳出土 環頭の大刀・圭頭 の大刀	館山市立博物 館	館山市	昭 45.2.20	2 振 (各 1)
有	考	市	布良崎神社縄文時 代石棒	布良 379	布良崎神社	令 1.8.27	1 点
有	歴	市	高瀬家文書	那古 1039	個人(博物 館保管)	平 4.3.25	1 冊
無		県	館山唐棧織	長須賀 48-2	齊藤裕司	平 21.3.18	
無		国選	唐棧縞	長須賀	齊藤穎 齊藤光司	昭 47.4.10 H16.11.6 没 H20.6.6 没	
民	有	国	房総半島の漁撈用 具	館山 1564-1	館山市	昭 62.3.3	2,144 点
民	有	県	神余の弘法井戸	神余巴川	神余区	議決 昭 30.12.15	

類型	種別	指定	名 称	指定地 伝承地	所有者 伝承者	指定等 年月日	員数 面積
						告示 昭 50.11.14	
民	有	県	房総半島の万祝及 び製作関連資料	館山 1564-1	館山市	平 12.2.25 追加指定等 平 21.3.18	1,403 点
民	有	市	狛犬・燧篋・木椀	大神宮 589	安房神社	昭 37.7.23	4 点
民	有	市	洲崎神社神体髪	洲崎 1344	洲崎神社	昭 45.8.26	
民	有	市	舎那院山の磨崖佛	大網 119	大日山舎那 院	昭 55.3.21	1 躯
民	有	市	寺赤組山車	那古 1125	寺赤町内会	平 15.11.27	1 台
民	無	国	茂名の里芋祭り	茂名区		平 17.2.21	
民	無	県	洲崎のミノコオド リ	洲崎(洲崎神 社)	洲崎区	昭 36.6.9 名称変更 平 21.3.18	
民	無	県	安房やわたんまち	八幡 68	安房やわた んまち安房 国司祭継承 保存会	平 16.3.30	
民	無	市	洲宮神社御田植神 事	洲宮 921	洲宮神社氏 子	昭 44.2.21	
民	無	市	船越鉦切神社かつ こ舞・海南刀切神 社かつこ舞	浜田 376・見 物 788	船越鉦切神 社・海南刀 切神社	昭 45.8.26	
民	無	市	藤原神社獅子神楽	藤原区	藤原神社氏 子	昭 48.3.3	
民	無	市	古茂口獅子神楽	古茂口区	古茂口獅子 舞保存会	昭 48.3.3	
民	無	市	巖島神社の湯立神 事	西川名 1315 (巖島神社)	西川名氏子 中巖島神社 氏子	昭 63.10.21	
民	無	市	山荻神社の筒粥神 事	山荻 273	山荻神社氏 子	平 5.12.24	
民	無	市	鶴谷八幡宮の筒粥 神事	八幡 68	鶴谷八幡宮	平 5.12.24	

類型	種別	指定	名 称	指定地 伝承地	所有者 伝承者	指定等 年月日	員数 面積
民	無	市	神余日吉神社かっ こ舞	神余 931	神余日吉神 社のかっこ 舞保存会	平 8.6.26	
民	無	市	柏崎の御船歌	柏崎区	國司囃子保 存会	平 20.2.25	
民	無	市	新井の御船歌	新井区	新井船歌保 存会	平 20.2.25	
民	無	国選	洲崎踊（県指定 「洲崎のミノコオ ドリ」）	洲崎	洲崎神社氏 子会	昭 48.11.5	
民	無	国選	南房総地方のミノ コオドリ	波左間/南房総 市千倉町川口	波左間区/ 川口区	平 19.3.7	
民	無	県選	房総のミカリ習俗	洲宮神社（南 房総市下立松 原神社・君津 市諏訪神社）		平 8.3.22	
記	遺	国	里見氏城跡 稲村 城跡	稲字貴船 109 他	個人・館山 市 岡本城跡 （南房総 市）ととも に指定	平 24.1.24	18,148 ㎡
記	遺	県	安房神社洞窟遺跡	大神宮 589	安房神社	昭 42.3.7	100 ㎡
記	遺	県	鉾切洞穴	浜田 375・ 376	船越鉾切神 社	昭 42.12.22	5,121 ㎡
記	遺	県	安房国分寺跡	国分 959-2 他	国分寺	平 4.2.28	2,109.0 8 ㎡
記	遺	市	安房国分寺跡	国分 958-1 他	国分寺他	昭 32.12.16	
記	遺	市	館山城跡	館山字城山 362-3 他	国・館山市	昭 35.6.16	
記	遺	市	雄誉上人墓	大綱 398	大蔵院	昭 43.12.23	1 基
記	遺	市	大寺山蔵窟墓及び 出土品等	沼 1131（総持 院）	個人	昭 47.1.21	

類型	種別	指定	名 称	指定地 伝承地	所有者 伝承者	指定等 年月日	員数 面積
				(一部博物館 保管)			
記	遺	市	三義民刑場跡及び 墓	国分 99-3・ 959	国分区長	昭 49.2.21	
記	遺	市	大神宮義民七人様 の供養碑	大神宮 704 (千祥寺)	遍智院住職	昭 49.7.19	1 基
記	遺	市	やぐら	水岡 413	個人	昭 56.10.21	115 m ²
記	遺	市	孝子塚	国分 1241	国分区	昭 61.7.22	555 m ²
記	遺	市	館山海軍航空隊赤 山地下壕跡	宮城字寺下 180-2 他	館山市	平 17.1.27	
記	天	県	沼サンゴ層	沼 521-3	館山市	昭 42.3.7	99 m ²
記	天	県	洲崎神社自然林	洲崎 1697 他	洲崎神社	昭 47.9.29	16,406 m ²
記	天	県	布良の海食洞と鍾 乳石	布良 443-1	(株)安房グ ランデ	昭 53.2.28	304 m ²
記	天	県	南房総の地震隆起 段丘	浜田 375・ 376	船越鉦切神 社	平 21.3.18	
記	天	市	オオウナギ	神戸佐野川一 帯		昭 33.7.16	
記	天	市	沼のびやくしん	沼 443	天満神社	昭 36.10.21	1 樹
記	天	市	沼サンゴ層(南条 の沼サンゴ)	南条 518-2	(南条) 八 幡神社	昭 40.4.21	198 m ²
記	天	市	那古山自然林	那古 670-2	那古寺	昭 45.2.20	11,074. 4 m ²
記	天	市	那古寺の大蘇鉄	那古 1125	那古寺	昭 45.2.20	1 樹
記	天	市	手力雄神社の大杉	大井 1129	手力雄神社	昭 47.1.21	1 樹
記	天	市	滝川のびやくしん	山本 2418	木幡神社	昭 52.10.20	1 樹
記	天	市	諏訪神社自然林	正木 4293-1 の一部	諏訪神社	平 14.6.28	
記	天	市	慈恩院のオハツキ ラッパイチョウ	上真倉 1709	慈恩院	平 30.8.27	1 本
記	天	市	妙音院のオハツキ ラッパイチョウ	上真倉 1689	妙音院	平 30.8.27	1 本

※国登・・国登録文化財、国選・・国記録選択文化財、県選・・県記録選択文化財

2. 未指定文化財の件数

(1) 未指定文化財件数

令和 7 年（2025）11 月末現在

類型		大分類	小分類	細分類	把握件数
有形文化財	建造物	神社			1
		寺院			10
		仁王門			4
		公共施設			6
		学校・研究施設			8
		病院			10
		商業施設			46
		個人住宅			37
		石塔	五輪塔		7
			一石塔		2
			宝篋印塔		3
	絵画	仏画	釈迦涅槃図		14
			地獄極楽図		5
			十王図		2
		絵馬			87
		板戸絵			4
		欄間絵			6
		天井絵			15
		洞窟壁画			2
	彫刻	仏像彫刻	平安～江戸初期		60
			近世以降		8
		装飾彫刻	初代後藤義光		26
			後藤忠明		1
			江戸彫物師		8
			初代武志伊八郎		4
			武田石翁		9
			鈴木伊三郎		12
			俵光石		13
			その他彫刻家		48
		石仏	中世石仏		15
		人物像	肖像		13
			二宮金次郎像		6
	工芸品	金工			6
	書跡	扁額			10
	典籍	和書			16
	古文書	里見氏関係文書			10
		村方文書			80
		寺社文書			23
		著名人関係文書			9
		縁起			11
		村絵図			36
		村境争論			10
	考古資料	板碑	武蔵式		1
			南房総型		5

		祭祀遺物			8	
		古墳出土遺物			2	
		歴史時代遺物			2	
	歴史資料	記念碑	顕彰碑	個人顕彰碑	74	
				富士講行者登山記念碑	5	
			忠魂碑	西南戦争碑	1	
				日清戦争碑	2	
				日露戦役碑	15	
				日露以前戦没者	12	
				日露戦役戦没者	40	
				戦没者共同慰霊碑	22	
				殉難供養碑	30	
				大正地震記念碑	23	
				事業記念碑	竣工碑	49
					植樹碑	22
			供養碑		26	
			寄付碑		15	
			説明碑	旧跡記念碑	44	
				その他	21	
			文芸碑	句碑・歌碑	18	
				その他	16	
			道標	道標		16
				案内標識		11
				里程標		5
				道路元標		5
			棟札			8
			額	句額・歌額		9
				記念額		2
				校額		2
				無 形 文 化 財		
民俗 文化財	有形民俗 文化財	狛犬			4	
		力石			2	
		灯籠			10	
		鳥居			2	
		手水鉢			11	
		石棒			14	
		岩船地藏			6	
		魚籃観音			3	
		特殊奉納物			29	
		墓石・供養塔	六字名号塔		11	
			大師宝号塔		5	
			題目塔		8	
			伊勢参宮碑		4	
			出羽三山碑		82	
			巡礼塔		27	
			廻国供養塔		73	
			道祖神		2	
庚申塔		72				

			馬頭観音		138
			牛頭観音		13
			筆子塚		35
			著名人		53
			酒樽墓		4
		巡礼札			2
	無形民俗 文化財	祭事	祭礼		61
			浜降神事		6
			御狩神事・大火焚神事		6
			三匹獅子舞		5
			獅子神楽		7
		信仰	船霊		4
			波切不動		6
			子安		12
			富士		70
		霊場	安房国札観音霊場		37
			安房郡札観音霊場		33
			安房四十八ヶ所薬師霊場		48
			安房百八地蔵尊霊場		108
			国札三十六ヶ所不動明王		36
			安房国八十八ヶ所弘法大師霊場		88
			国中月並大師札所二十一ヶ所		25
			安房円光大師二十五か所霊場		25
		音楽	市歌		2
			校歌		37
			民謡		13
			流行歌		11
			御船歌		1
		伝統工芸			4
記念物	遺跡	公園			9
		洞穴遺跡			11
		古墳・塚			23
		横穴墓			41
		やぐら			36
		中世城跡			16
		陣屋役所跡			12
		士族屋敷地			4
		台場跡			5
		私塾跡			15
		里見由緒地			15
		馬場			3
		産業遺産	港湾施設		2
			橋梁		13
			旧道		10
			隧道		5
			白土坑		2

			用水路		4
			川回し跡		4
			水門堰		4
			溜池		62
			閼伽井		4
			共同井戸		14
		戦争遺跡	館山海軍航空隊関係		14
			洲ノ埼海軍航空隊関係		7
			館山海軍砲術学校関係		6
			第 59 震洋隊関係		2
			横須賀防備隊関係		3
			第 2 海軍航空廠館山補給工場関係		3
			横須賀軍需部館山支庫関係		4
		東京湾要塞関係		10	
	埋蔵文化財包蔵地		128		
	動物・植物・地質鉱物	天然記念物	樹木		29
			ヒカリモ		3
			サンゴ化石		6
			滝		6
			温泉		7
文化的景観	館山平野の砂丘列と集落立地		1		
	槇の生垣集落		1		
	八幡の青松		1		
	隆起島		1		
	柏崎の段丘集落		1		
	館山湾内の旧岬		1		
	富士山の景観		1		
	平砂浦の砂丘形成		1		
	鏡ヶ浦八景		1		
	ヤシ並木		1		
伝統的建造物群	布良・相浜の元禄汀線と漁村景観		1		
	関東大震災復興建造物の町並み		1		
合 計				3,023	

このリストは市立博物館の調査および、市民・研究者等による各種調査報告を基に編纂したものです。リストの内容には地域的な偏りや類型分類による偏りが存在し、また個人所有の資料は基本的には記載していません。市内に所在する未指定文化財の一部であり、今後の調査の参考とするために掲げました。

3. 歴史文化遺産の件数

(1) 歴史文化遺産件数 令和7年(2025)11月末現在

大分類	小分類	把握件数
方言	地質・地形	7
	気象・自然	15
俚諺	気象	20
伝説	忌部伝説	3
	役行者伝説	1
	弘法大師伝説	4
	和泉式部伝説	2
	紫式部伝説	1
	西行伝説	1
	頼朝伝説	5
	日蓮伝説	1
	里見伝説	32
	洞窟伝説	4
	渡来伝説	7
	海中出現伝説	10
	星伝説	2
	災害伝承	6
	巨石奇石伝説	12
	大蛇伝説	4
	生贄伝説	3
	巨人伝説	1
食文化	振舞い食	5
	供え物	2
	日常食	8
	こじゃ	2
	食材	6
近代の別荘地		122
祭神別神社		210
新旧寺堂		234
文化資産等		35
地名分類		1,465
合 計		2,230

4. 既往調査の概要リスト

(1) 国による調査・報告書

No.	報告書名	刊行年
1	近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書	2013
2	名勝に関する総合調査 ―全国的な調査(所在調査)の結果― 報告書	2014
3	「全国の地芝居(地歌舞伎)」調査報告書	2016

(2) 千葉県による調査・報告書

No.	報告書名	刊行年
1	千葉県の民家	1967
2	安房神社並びに安房神社周辺特定地区文化財総合調査概報	1968
3	千葉県天然記念物保存調査 調査概報	1970
4	千葉県の民家 1 安房地方の民家	1970
5	千葉県中近世遺跡調査目録	1971
6	千葉県天然記念物保存調査報告書	1972
7	千葉県民俗地図	1973
8	千葉県天然記念物保存調査報告書	1974
9	千葉県の近世社寺建築－千葉県近世社寺建築緊急調査報告書－	1978
10	千葉県石造文化財調査報告	1980
11	千葉県民謡緊急調査報告書	1981
12	千葉県方言の自然談話	1981
13	千葉県民俗地図－千葉県緊急民俗文化財分布調査報告書－	1982
14	千葉県方言の自然談話（Ⅱ）	1982
15	千葉県所在貝塚遺跡詳細分布調査報告書	1983
16	千葉県方言の自然談話（Ⅲ）	1983
17	千葉県の諸職－千葉県諸職関係民俗文化財調査報告書－	1986
18	千葉県生産遺跡詳細分布調査報告書	1986
19	千葉県歴史の道調査報告書 11 伊南房州通往還 1	1989
20	千葉県歴史の道調査報告書 12 伊南房州通往還 2	1990
21	千葉県歴史の道調査報告書 18 海上・河川交通	1991
22	千葉県近代建造物実態調査報告書	1993
24	千葉県所在中近世城館跡詳細分布調査報告書 2 旧上総・安房国地域	1996
25	千葉県の民俗芸能－千葉県民俗芸能緊急調査報告書－	1995
26	天然記念物緊急調査報告書－千葉県地質鉱物基礎調査－	1995
27	千葉県文化財実態調査（絵馬・奉納額・建築彫刻）	1996
28	千葉県史編さん資料 千葉県やぐら分布調査報告書	1996
29	千葉県の産業・交通遺跡－千葉県産業・交通遺跡実態調査報告書－	1998
30	千葉県祭り・行事調査報告書	2002
31	集落・町並－千葉県集落・町並実態調査報告書－	2002

32	千葉県近代和風建築総合調査報告書	2002
33	千葉県所在洞窟遺跡・横穴墓詳細分布調査報告書	2003
34	千葉県館山市千手院やぐら群	2012
35	千葉県文化振興財団研究紀要第28号－房総における近世陣屋－	2013
36	千葉県内縄文時代集落・貝塚詳細分布調査報告書	2021

(3) 館山市による調査・報告書

No.	報告書名	刊行年
1	館山市史	1971
2	館山市史別冊	1973
3	館山市文献史料所在目録 第一集	1979
4	館山市文献史料所在目録 第二集	1980
5	館山市の仏像－館山市内仏像彫刻悉皆調査報告書	1987
6	館山市稲村城跡調査報告書	2008
7	館山市稲村城跡調査報告書Ⅱ	2010
8	館山城下町資料調査報告書	2015
9	館山市の文化財 第6版	2016
10	たてやまスタディ ～知って得する館山ガイド～	2013
11	歴史副読本 さとみ物語	2014

(4) 発掘調査報告書

No.	報告書名	発行者	刊行年
1	稲村城跡確認調査業務委託（発掘調査原図作成） 測量成果報告書	有限会社安房測量	2008
2	稲村城跡確認調査業務委託（地形測量）館山市稲 敷地内測量成果報告	有限会社安房測量	2008
3	館山市古茂口城跡	千葉県教育委員会	2015
4	館山城の考察	山岡俊明	1960
5	館山城跡鹿島堀発掘調査報告書	館山城跡鹿島堀発掘調査会	1984
6	館山城跡調査概報 第一次	館山城跡調査会	1979
7	館山城跡調査概報 第二次	館山城跡調査会	1979
8	館山城跡調査概報 第三次	館山城跡調査会	1980

9	千葉県館山市館山城跡第4次調査報告書	館山市教育委員会	1987
10	千葉県館山市大字広瀬三ツ塚及び大字広瀬大字江田条里遺構調査報告書	玉口時雄	1974
11	千葉県館山市条里遺構調査報告書	館山市条里遺跡調査会	1975
12	千葉県館山市長須賀条里制遺跡-発掘調査報告書 -	長須賀条里制遺跡調査会	1995
13	館山市長須賀条里制遺跡	地域文化財研究所	2010
14	館山市長須賀条里制遺跡・北条条里制遺跡	千葉県土木部	2004
15	館山市長須賀条里制遺跡-大型店舗建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書-	山武考古学研究所	2008
16	長須賀条里制遺跡見学会資料	財団法人千葉県文化財センタ ー	1995
17	館山市長須賀条里制遺跡-一般国道410号道路改築事業（大坪）埋蔵文化財調査報告書-	千葉県県土整備部	2006
18	館山市加戸条里跡-市道 9052 号線道路整備事業に伴う埋蔵文化財調査報告書-	館山市教育委員会	2021
19	九ノ坪横穴墓群	財団法人総南文化財センター	1997
20	千葉県館山市宝貝林ヶ作横穴発掘調査報告	館山市教育委員会	1996
21	館山鉦切洞窟	千葉県教育委員会	1958
22	千葉県館山市鉦切洞窟	館山市教育委員会	2009
23	千葉県館山市出野尾洞窟遺跡発掘調査概報	千葉大学文学部考古学研究室	2012
24	千葉県館山市千葉県指定史跡安房神社洞窟遺跡第1次調査概報	千葉大学文学部考古学研究室	2009
25	千葉県館山市大寺山洞穴第1次発掘調査概報	千葉大学文学部考古学研究室	1994
26	大寺山洞穴第2次発掘調査概報	千葉大学文学部考古学研究室	1995
27	大寺山洞穴第3・4次発掘調査概報	千葉大学文学部考古学研究室	1996
28	大寺山洞穴第5次発掘調査概報	千葉大学文学部考古学研究室	1997
29	大寺山洞穴第6次発掘調査概報	千葉大学文学部考古学研究室	1998
30	大寺山洞穴第7次発掘調査概報	千葉大学文学部考古学研究室	1999
31	館山市大寺山洞穴遺跡発掘調査報告書	千葉県教育委員会	1997
32	館山市大寺山洞穴遺跡発掘調査報告書 2	館山市教育委員会	1998
33	館山市大寺山洞穴遺跡発掘調査報告書 3	館山市教育委員会	1999
34	平成12年度館山市豊房地区ほ場整備事業埋蔵文	財団法人総南文化財センター	2001

	化財調査業務業務完了報告書		
35	平成 13 年度館山市豊房地区ほ場整備事業埋蔵文化財調査業務業務完了報告書	財団法人総南文化財センター	2002
36	館山市豊房地区埋蔵文化財調査報告書	森林総合研究所	2010
37	緊急地方道路整備委託（館山大貫千倉線）埋蔵文化財調査報告書-館山長須賀条里制遺跡・東山遺跡-		2005
38	館山市東田遺跡-国道 410 号（北条）埋蔵文化財調査報告書 2-	千葉県県土整備部	2006
39	館山市腰越遺跡	白寿会	2011
40	館山市腰越遺跡 第 2 次調査	館山市教育委員会	2013
41	松岡遺跡発掘調査報告書	松岡遺跡調査会	1981
42	館山市萱野遺跡・宇戸台遺跡-地方道路交付金委託富津館山線埋蔵文化財調査報告書-	千葉県県土整備部	2010
43	館山市萱野遺跡（3）-河川基盤整備委託（滝川）埋蔵文化財調査報告書-		2012
44	安房国分寺第 1 次調査概報	千葉県教育委員会	1977
45	安房国分寺第 2 次調査概報	千葉県教育委員会	1978
46	安房国分寺第 3 次調査概報	千葉県教育委員会	1979
47	安房国分寺	千葉県館山市教育委員会	1980
48	安房国分寺	滝口宏	1981
49	館山市安房国分寺第 6 次調査報告書	館山市教育委員会	2011
50	千葉県館山市沖ノ島遺跡第 1 次発掘調査概報	千葉県立安房博物館	2004
51	千葉県館山市沖ノ島遺跡 第 1 次発掘調査概報	千葉大学文学部考古学研究室	2004
52	千葉県館山市沖ノ島遺跡 第 2・3 次発掘調査概報	千葉大学文学部考古学研究室	2006
53	千葉県館山市加賀名遺跡	千葉市市民局市民部地域振興課	1994
54	千葉県館山市加賀名遺跡出土縄文時代黒曜石遺物の産地推定	明治大学文化財研究施設	2005
55	市道 8042 号線道路改良工事に伴う埋蔵文化財調査業務完了報告	財団法人総南文化財センター	2000

(5) 大学等研究機関による調査・報告書

No.	報告書名	発行者	刊行年
1	相浜の民俗－千葉県館山市相浜－	跡見学園女子大学民俗研究会	1989
2	布良の民俗-千葉県館山市布良-	武蔵大学人文学部比較文化学科	2007
3	千葉県館山市神余の民俗	成城大学文芸学部文化史学科	2016
4	南房総の自然と暮らし	筑波大学大学院教育研究科 社会科教育コース	1997
5	歴史地理学実習報告第 10 集－千葉県館山市－	筑波大学人文社会科学研究 科歴史・人類学専攻歴史地 理学研究室	2011
6	歴史地理学実習報告第 11 集－千葉県館山市－	筑波大学人文社会科学研究 科歴史・人類学専攻歴史地 理学研究室	2012
7	千葉県館山市および安房郡言語地図	上智大学大学院言語学研究 室	1984
8	2008 年度歴史地理学実習レポート館山市浜田・ 坂田地区	筑波大学歴史地理学教室中 西僚太郎	2009
9	フィールドへようこそ！2009 南房総の民俗千葉 県館山市畑・南房総市白浜町白浜	筑波大学民俗学研究室	2010
10	海の観察ガイド 千葉県館山市沖ノ島 磯の動 物編	お茶の水女子大学湾岸生物 教育研究センター	2013
11	海の観察ガイド 千葉県館山市沖ノ島 海の植 物編	お茶の水女子大学湾岸生物 教育研究センター	2014
12	海の観察ガイド 千葉県館山市沖ノ島周辺 海 岸植物編	お茶の水女子大学湾岸生物 教育研究センター	2019

(6) 文化財関係団体による報告書等

No.	書籍名	発行者	刊行年
1	館山と文化財（館山市文化財保護協会会報） 第 1～57 号	館山市文化財保護協会	1968～

2	里見氏稲村城跡をみつめて 第1～5集	里見氏稲村城跡を保存する会	1996～ 2012
3	あわ・がいど1 戦争遺跡	NPO 法人南房総文化財・戦跡 保存活用フォーラム	2004
4	あわ・がいど2 房総里見氏	NPO 法人南房総文化財・戦跡 保存活用フォーラム	2006
5	あわ・がいど3 海とともに生きるまち	NPO 法人南房総文化財・戦跡 保存活用フォーラム	2007
6	あわ・がいど4 安房古道を歩く	NPO 法人南房総文化財・戦跡 保存活用フォーラム	2008
7	足もとの地域から世界を見る 授業づくりから 地域づくりへ	NPO 法人南房総文化財・戦跡 保存活用フォーラム	2005
8	館山まるごと博物館 ヘリテージまちづくりの あゆみ	NPO 法人安房文化遺産フォ ーラム	2014

(7) 地域で編纂された地誌

No.	書籍名	刊行年
1	大日本国誌 第三巻安房	1886
2	安房国町村誌 第一巻（北条町）	1894
3	安房志	1908
4	千葉県安房郡誌	1924
5	館山北條の史蹟名勝	1935
6	大井の誇	1943
7	神余百年史	1969
8	船形史考	1980
9	石仏をたずねて：館山歴史散歩	1983
10	部落の聞き書きあれこれ－見物部落－	1989
11	布良村鮪縄船考	1995
12	手力雄神社今昔 神代から現代まで	1995
13	ふるさと九重	2000
14	北条村史	2001
15	大賀物語	2003
16	那古史	2007

17	続編ふるさと九重	2007
18	郷社布良崎神社	2009
19	犬石誌 その歴史と風習	2011
20	豊房郷土誌	2012
21	大網よいとこたがゆうた	不明

5. 館山市立博物館及び旧千葉県立安房博物館による研究蓄積

(1) 館山市立博物館の展示図録等

No.	書籍名	刊行年
1	館山市立博物館年報	1982～
2	館山市立博物館報	1982～
3	館山市立博物館常設展示解説	1985
4	館山市立博物館常設展示解説	2012
5	房州長尾藩－明治維新の大名と武士たち－	1984
6	道－文化の波及－"カルチャー・ロード"	1985
7	安房の刀剣	1985
8	里見氏と北条氏	1986
9	館山の仏像	1987
10	村絵図の世界－江戸時代の村を歩く－	1988
11	八犬伝の世界	1989
12	ほりだされた安房の遺跡	1990
13	宮大工たちの世界	1991
14	安房地方の絵馬	1992
15	里見氏の城と歴史	1993
16	神々の風景－古代のカミへの捧げモノ－	1994
17	富士をめざした安房の人たち	1995
18	館山の観光事始め	1997
19	さとみ物語－戦国房総に君臨した里見氏の歴史－	2000
20	鏡ヶ浦をめぐる歴史	2002
20	俳諧三昧	2004
21	観音巡礼と那古寺	2006
22	村の医者どん	2008
23	八犬伝の世界	2009

24	館山湾の洞窟遺跡－棺になった舟。黄泉の国への憧憬－	2010
25	安房の雨乞い・かっこ舞	2011
26	唐棧織の世界－舶来の伝統工芸品－	2011
27	中世の安房と鎌倉－海で結ばれた信仰の道－	2012
28	幕末の東京湾警備	2013
29	安房の干鰯－いわしと暮らす、いわしでつながる－	2014
30	里見氏の遺産・城下町館山～東京湾の湊町～	2014
31	里見氏の遺産・古文書	2015
32	房州彫物職人の技	2015
33	館山藩－稲葉家と藩士たち－	2016
34	近代化する館山－明治時代の殖産興業－	2017
35	房州と江戸・東京－海を行き交う人・モノ・文化－	2019
36	武士たちの明治	2021
37	よみがえる近代安房の風景－川名写真館の世界－	2022
38	供養する人々	2023
39	関東大震災と館山	2023
40	資生堂創業者 福原有信と館山	2025
41	東京湾要塞と館山	2025
42	安房の人物シリーズ①川名楽山	1993
43	安房の人物シリーズ②恩田仰岳	1994
44	安房の人物シリーズ③勝山調	1995
45	安房の人物シリーズ④万里小路通房	1996
46	安房の人物シリーズ⑤渡辺雲洋	1997
47	安房の人物シリーズ⑥浄土の高僧 雄誉靈巖	1999
48	安房の人物シリーズ⑦刀匠・安房国住昭房	2001
49	安房の人物シリーズ⑧寺崎武男の世界	2003
50	安房の人物シリーズ⑨遠藤虚籟と和田秋野－平和を祈る綴錦織の美－	2005
51	安房の人物シリーズ⑩画家中原淳一の世界－少女たちの夢と憧れ－	2006
52	地区展シリーズ①那古・船形－門前のまちと港の町－	1985
53	地区展シリーズ②西岬－海に生きた農民たちの村々－	1986
54	地区展シリーズ③神戸・富崎－安房開拓神話の里－	1987
55	地区展シリーズ④九重－豪族たちの里－	1988
56	地区展シリーズ⑤館山－文化はぐくむ城のまち－	1989

57	地区展シリーズ⑥館野－古代安房の中心地－	1990
58	地区展シリーズ⑦豊房－稔り豊かな谷の村々－	1991
59	地区展シリーズ⑧北条－安房の近代をさがけたまち－	1992
60	新・地区展船形－海に育まれた湊町－	2012
61	新・地区展那古－いにしえの里と観音さまの町－	2013
62	新・地区展北条－にぎわう安房の玄関口－	2014
63	新・地区展西岬－海の信仰が息づく地－	2015
64	新・地区展神戸－神々と共に生きる里－	2016
65	新・地区展富崎－海と生きる人々－	2017
66	新・地区展豊房－豊かな水と暮らす人々－	2018
67	新・地区展館野－豊かな歴史を受け継ぐ地－	2020
68	新・地区展九重－恵み豊かな里の人々－	2021
69	新・地区展館山－城と湊のまち－	2022

(2) 千葉県立安房博物館の展示図録等

No.	書籍名	刊行年
1	安房博物館だより（千葉県立安房博物館報） 1～89号	1973～ 2009
2	千葉県立安房博物館研究紀要 vol.1～15	1994～ 2009
3	房総の海と生活 常設展示解説	1993
4	房総漁業の歴史と安房博物館の展示・収蔵史料	2005
5	房総里見展	1973
6	海と房総展	1974
7	地震展	1975
8	安房の彫刻 三人展	1976
9	邪馬台国と古代房総	1977
10	里見氏と関東の豪族	1978
11	黒潮文化展	1979
12	海女の歴史	1980
13	捕鯨の歴史	1981
14	船の歴史	1982
15	海苔と塩	1983

16	東京湾の漁撈	1984
17	日本の船	1985
18	黒潮－その自然と文化－	1986
19	化石にみる海の生物	1987
20	貝と私たちの暮らし	1988
21	漁村の今昔－釣りと道具－	1989
22	漁村の今昔－海の祈り－	1990
23	東北地方の漁具－三陸地方を中心に－	1991
24	房総漁業のルーツを探る	1992
25	鯨の文化誌－鯨と私たちのくらし－	1993
26	維新前夜の房総	1994
27	魚と生きる	1995
28	船大工の世界	1998
29	万祝	1999
30	海の祭り	2000
31	近代漁業のパイオニア－関澤開清と房総の漁業－	2001
32	祈りの船	2002
33	房総の漁－海と川－	2002
34	地震と津波	2003
35	房総漁村の原風景	2004
36	描かれた海辺の風景	2005
37	安房の郷土芸能－獅子舞・舞台芸・踊りの世界－	2006
38	客員研究員 魚魚っとさかなクンおしえて！！館山湾の魚	2007
39	アワビ－食と美－	2008
40	房総の捕鯨	2008
41	館山湾のウミホタル	2008
42	房総半島の漁撈用具 第1集	1988
43	房総半島の漁撈用具 第2集	1989
44	房総半島の漁撈用具 第3集	1990
45	開館20周年記念 20年のあゆみ	1993
46	開館30周年記念 30年のあゆみ	2003

6. アンケート結果

(1) アンケート実施の趣旨

館山市が「文化財保存活用地域計画」を作成するにあたり、市民等の文化財への関心や文化財保護の取組に対する認知度を把握することにより、計画作成の参考とする。

(2) アンケート概要

- 調査対象：館山市の歴史や文化財に関心のある市民等（市内・市外・県外問わず）
- 調査方法：ウェブアンケート（Logo フォーム）
アンケート用紙（市役所本館・博物館本館・コミュニティセンター）
- 調査時期：令和6年8月19日（月）～9月30日（月）
- 回答状況：有効回答数231件

(3) 集計結果の概要

《年代》

年代	(回答数)
10歳未満	3
10歳代	4
20歳代	10
30歳代	26
40歳代	36
50歳代	61
60歳代	45
70歳代	38
80歳以上	8
合計	231

《職業》

(選択)	(回答数)
農林水産業	2
自営業	12
会社員・会社役員	34
公務員・団体職員	67
専門職（士業など）	5
家事（主夫・主婦）	17
パート・アルバイト	32
学生	8
無職	46
その他	8
合計	231

《住まい》

(選択)	(回答数)
館山市*	160
鴨川市	4
南房総市	27
鋸南町	3
千葉県内	18
千葉県外*	19
合計	231

* 《市内の方の地区別》

(選択)	(回答数)
館山	37
北条	51
那古	26
船形	10
西岬	9
神戸	8
富崎	3
豊房	1
館野	7
九重	4
不明	4
合計	160

* 《県外の方》

(選択)	(回答数)
茨城県	1
宮城県	1
神奈川県	6
東京都	7
不明	4
合計	19

《文化財への関心》

(選択)	(回答数)
とてもある	106
どちらかといえばある	111
どちらかといえはない	8
まったくない	4
わからない	2
合計	231

《好意や愛着》

(選択)	(回答数)
はっきりと持っている	141
漠然と持っている	74
ほとんど持っていない	6
まったく持っていない	3
どちらともいえない	6
よくわからない	1
合計	231

《1年間で行った施設》

(選択)	(回答数)
館山市立博物館（本館・館山城）	122
渚の博物館（館山市立博物館分館）	124
青木繁「海の幸」記念館・小谷家住宅	23
神社仏閣	152
行っていない	35
その他	13
合計	469

《関心のある文化財》

(選択)	(回答数)
遺跡や古墳（出土品含む）	93
神社仏閣（建築、仏像など）	165
城跡	85
史跡・名勝・文化的景観	94
天然記念物（動物・植物）	57
伝統的な町並み	6
祭礼・民俗行事	97
生活道具・民具	31
伝統工芸・技術	58
美術工芸品（絵画、刀剣、金工品、陶磁器）	51
古文書・歴史資料	64
民話・伝承	54
その他	8
合計	863

《保存活用は大事か》

(選択)	(回答数)
とても大事だと思う	155
大事だと思う	67
どちらでもない	5
あまり大事だと思わない	1
全く大事だと思わない	3
合計	231

《保存活用への関与》

(選択)	(回答数)
積極的に関わりたい	43
関わりたい	100
どちらでもない	75
関わりたくない	13
合計	231

以下、自由記述から主なもの・特徴的なものを抜粋

《館山の歴史と聞いてイメージするもの》

里見氏、八犬伝、地域の祭礼、海に囲まれた地域性、戦争遺跡、渋沢栄一、資生堂、沖ノ島、館山藩、やわたんまち、忌部氏、保養地、花火大会、源頼朝、三義民、海水浴、地形と地層、漁業、山車神輿の彫刻、館山湾、那古寺、安房神社、洲崎神社、リゾート地、XJAPAN

《館山の文化財で思い浮かべるもの》

安房南高校旧第一校舎、赤山地下壕跡、那古寺（千手観音、阿弥陀如来、多宝塔）、小網寺（梵鐘、密教法具）、やわたんまち、ミノコオドリ、サイカチ、稲村城跡、沖ノ島、祭礼文化、崖観音、安房神社、小塚大師、青木繁「海の幸」記念館、沼サンゴ層、戦争遺跡、房州うちわ、地域の祭礼文化、掩体壕、小高記念館、洞窟遺跡、館山城、大巖院四面石塔、唐棧織、後藤義光、地層、万祝、博物館の収蔵品、国分寺、びゃくしん、地震隆起段丘

《おすすめの文化財》

食文化（ごんじゅう、なめろう、さんが焼、クジラのタレ、茹で落花生、マンボウの酢味噌あえ、なまだ、カワハギ、赤混ぜご飯）、渋沢栄一磨崖碑、安房南高校旧第一校舎、那古寺の仏像、サイカチ、房州弁、山車神輿の彫刻、自性院の水晶五輪塔、赤門、赤山地下壕跡、沼サンゴ

層、地区祭礼、安房神社、やわたんまち、唐棧織、房州うちわ、鉦切神社、洲崎神社、漁村文化、花火大会、四万六千日、お盆行事（やんごめくいくい）、里芋まつり、大寺山、小原家、校歌、湯立神事、ヒカリモ、なのはな体操、さかなクン、海水浴

7. 条例及び施行規則

（１）館山市文化財の保護に関する条例

昭和 51 年 6 月 18 日条例第 19 号

改正

平成 17 年 6 月 30 日条例第 28 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）及び千葉県文化財保護条例（昭和 30 年千葉県条例第 8 号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「文化財」とは、法第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（財産権等の尊重）

第 3 条 館山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第 2 章 館山市指定文化財

（指定）

第 4 条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち重要なものを館山市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする文化財の所有者、保持者、保持団体又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、第 24 条の規定により設置された館山市文化財審議会に諮問しなければならない。

4 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該文化財の所有者等に通知して行う。

5 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該指定文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 指定文化財が指定文化財としての価値を著しく失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 指定文化財について法第27条第1項、第71条第1項、第78条第1項若しくは第109条第1項の規定による国指定文化財又は県条例第4条第1項、第20条第1項、第26条第1項若しくは第34条第1項の規定による千葉県指定文化財としての指定があったときは、当該指定文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、速やかにその旨を告示するとともに、当該指定文化財の所有者等に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第4項の規定による指定文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者等は、速やかに指定文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第6条 指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく館山市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）及び教育委員会の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。

2 指定文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該指定文化財の管理の責に任ずべき者（以下この章において「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者等は、10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者等の変更等)

第7条 指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 指定文化財の所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第8条 指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者等（管理責任者がある場合は、その者）は、10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 指定文化財の所在の場所の変更をしようとするときは、所有者等（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(修理、管理又は復旧の補助)

第10条 指定文化財の修理、管理又は復旧（以下「修理等」という。）に要する経費は、所有者等の負

担とする。ただし、多額の費用を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特別な事由がある場合には、市は、当該所有者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として修理等に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、修理等について指揮監督することができる。

3 教育委員会は前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な事項について条件を付することができる。

4 第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者等が次の各号の一に該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者等に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 修理等に関し条例、規則又は教育委員会規則に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) 第2項又は第3項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理等に関する勧告)

第11条 指定文化財の管理が適当でないため指定文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等又は管理責任者に対し、管理方法の改善、記録の作成、伝承者の養成、保存施設、その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 指定文化財がき損している場合において、その保存のために必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者等に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置に要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(現状変更等の制限)

第12条 指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第 13 条 指定文化財を修理しようとするときは、所有者等は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第 10 条第 1 項の規定による補助金の交付、第 11 条第 2 項の規定による勧告又は前条第 1 項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 指定文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第 14 条 教育委員会は、指定文化財の保全のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償することができる。

（公開）

第 15 条 教育委員会は、指定文化財の所有者等に対し、6 月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該指定文化財を公開することを勧告することができる。

2 教育委員会は、指定文化財の所有者等に対し、3 月以内の期間を限って、当該指定文化財の公開を勧告することができる。

3 第 1 項の規定による公開のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 市は、第 1 項の規定により公開した所有者等に対し、給与金を支払うことができる。

5 教育委員会は、第 1 項の規定により指定文化財が公開されたときは、その職員のうちから当該指定文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第 2 項の規定による公開及び当該公開に係る指定文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 第 1 項又は第 2 項の規定による公開したことに起因して当該指定文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、所有者に対し、通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者等の責に帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

（報告）

第 16 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定文化財の所有者等又は管理責任者に対し、当該指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

（所有者等変更に伴う権利義務の承継）

第 17 条 指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、当該指定文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者等の権利義務を承継する。

（標識等の設置）

第 18 条 指定文化財の所有者等は、教育委員会の定める基準により、特別の場合を除き指定文化財の管理保存に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

第 3 章 館山市選定保存技術

(選定)

第 19 条 教育委員会は、市内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第 147 条第 1 項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び県条例第 40 条第 1 項の規定により千葉県選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち市として保存の措置を講ずる必要があるものを館山市選定保存技術（以下「選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、選定保存技術の保持者又は保存団体（選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 一の選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第 1 項の規定による選定及び前 2 項の規定による認定には、第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

(解除)

第 20 条 教育委員会は、選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊な事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第 1 項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第 5 条第 2 項の規定を準用する。

4 選定保存技術について法第 147 条第 1 項の規定による選定保存技術又は県条例第 40 条第 1 項の規定による千葉県選定保存技術としての選定があったときは、当該選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

5 前項の選定保存技術の解除には第 5 条第 4 項の規定を準用する。

6 前条第 2 項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第 21 条 保持者及び保存団体には、第 7 条第 1 項及び第 2 項を準用する。

(保存)

第 22 条 教育委員会は、選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第 10 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。
(保存に関する指導又は助言)

第 23 条 教育委員会は、選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第 4 章 館山市文化財審議会

(設置)

第 24 条 文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し、及びこれらに必要な調査研究を行うため館山市文化財審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 25 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 26 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(議事)

第 27 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 5 章 補則

(施行規則)

第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第 6 章 罰則

(刑罰)

第 29 条 指定文化財（法第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げるもので指定文化財に指定されたものを除く。）を故意に損壊し、き棄し、隠匿し、滅失し、又は衰亡するに至らしめた者は、3 万円以下の罰金又は科料に処する。

第 30 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 51 年 7 月 1 日から施行する。

(館山市文化財保護条例の廃止)

2 館山市文化財保護条例（昭和 32 年条例第 27 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に館山市文化財保護条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により指定されている館山市文化財は、この条例の第 4 条第 1 項の規定により館山市指定文化財に指定されたものとみなす。この場合において、旧条例第 4 条第 4 項の規定により交付された館山市文化財の指定書は、この条例の第 4 条第 6 項の規定により交付された館山市指定文化財の指定書とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第 19 条の規定により委嘱されている館山市文化財審議委員は、この条例の第 25 条第 2 項の規定により館山市文化財審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、館山市文化財審議会の委員の任期は、2 年から当該委員が館山市文化財審議委員として在職した期間を控除した残余の期間とする。

5 第 2 項の規定にかかわらず、この条例の施行前にした行為に対する旧条例第 22 条の罰則の規定の適用については、なお従前の例による。

(非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 号表日額報酬表区分欄中

「文化財審議委員」を「文化財審議会の委員」に改める。

附 則（平成 17 年 6 月 30 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 館山市文化財の保護に関する条例施行規則

昭和 51 年 6 月 24 日教育委員会規則第 4 号

改正

平成 7 年 3 月 22 日教委規則第 5 号

平成 29 年 3 月 24 日教委規則第 11 号

(目的)

第 1 条 この規則は、館山市文化財の保護に関する条例（昭和 51 年条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定の申請)

第 2 条 館山市指定文化財（以下「指定文化財」という。）の指定を申請しようとする者は、写真を添えて次に掲げる事項を記載した申請書を館山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(1) 条例第2条に規定する有形文化財、民俗文化財及び記念物については次に掲げる事項

ア 名称及び員数

イ 所有者、占有者又は管理責任者の氏名又は名称及び住所

ウ 所在の場所

エ 構造及び形式

オ 由緒及び沿革

カ 現況

キ 設定を希望する保存地域の面積

ク 申請の事由

ケ その他参考となるべき事項

(2) 条例第2条の規定による無形文化財については次に掲げる事項

ア 名称

イ 保持者の氏名及び住所

ウ 創設及び沿革

エ 現況

オ 用具の概要

カ 申請の事由

キ その他参考となるべき事項

(教育委員会による指定)

第3条 教育委員会は、前条の申請に基づかず条例第4条第2項に規定する所有者等（以下単に「所有者等」という。）の同意を得て、又は得ないで指定文化財を指定しようとするときは、前条の規定に準じて調査書及び写真を作成しなければならない。

(指定書)

第4条 条例第4条第6項に規定する指定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定文化財の種別を示す記号及び番号

(2) 指定文化財の種別、名称及び員数

(3) 指定文化財の所在の場所

(4) 指定文化財の特徴を表す簡単な事項

(5) 所有者等の氏名又は名称

(6) 指定の年月日

(解除に係るその他特殊の事由)

第5条 条例第5条に規定するその他特殊の事由があるときは、次の場合に該当するときとする。

(1) 指定文化財が滅失したとき（損壊、又は亡失したときを含む。）

(2) 指定文化財が市の区域外に移ったとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が認めたとき。

(管理責任者の選任届等)

第6条 条例第6条第3項の規定による管理責任者の選任の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日並びに指定書の記号及び番号
- (3) 指定書記載の所在の場所
- (4) 所有者等の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者の氏名及び住所
- (6) 職業及び年齢
- (7) 選任年月日
- (8) 選任理由
- (9) その他参考となるべき事項

2 前項の規定は、管理責任者を解任したときの届出書の規定に準用する。この場合において「選任」とあるのは「解任」と読み替える。

(所有者等の変更)

第7条 条例第7条第1項の規定による所有者等の変更についての届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 種別、名称及び数量
- (2) 指定年月日、並びに指定書の記号及び番号
- (3) 指定書記載の所在の場所
- (4) 旧所有者等の氏名又は名称及び住所
- (5) 変更年月日
- (6) 変更理由
- (7) その他参考となるべき事項

(所有者等又は管理責任者の氏名等の変更)

第8条 条例第7条第2項の規定による所有者等又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 指定年月日並びに指定書の記号及び番号
- (2) 種別、名称及び員数
- (3) 所有者旧氏名
- (4) 所有者の新氏名
- (5) 変更年月日
- (6) その他参考となるべき事項

(滅失、き損等)

第9条 条例第8条の規定による全部又は一部の滅失若しくはき損又は亡失若しくは盗み取りのあつ

た場合の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 種別、名称及び員数
- (2) 指定年月日並びに指定書の記号及び番号
- (3) 指定書記載の所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
- (6) 滅失、き損、亡失又は盗み取り（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時及び場所
- (7) 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- (8) 滅失、き損等の原因並びに現状
- (9) 滅失、き損等の事実を知った日
- (10) 滅失、き損等の事実を知った後に取られた措置、その他参考となるべき事項

2 き損の場合にあっては、前項の届出書に写真又は見取図その他き損の状況を示す書類を添えるものとする。

（所在の変更）

第 10 条 条例第 9 条の規定による所在の場所の変更についての届出は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 種別、名称及び員数
- (2) 指定年月日並びに指定書の記号及び番号
- (3) 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- (4) 現在の所在場所
- (5) 変更後の所在場所
- (6) 変更しようとする年月日
- (7) 変更しようとする理由
- (8) 指定書記載の所在の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期
- (9) その他参考となるべき事項

（修理、管理又は復旧の補助）

第 11 条 条例第 10 条第 1 項及び第 11 条第 3 項の規定により指定文化財の修理、管理又は復旧の補助を市に申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書 2 通を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 種別、名称及び員数
- (2) 指定年月日並びに指定書の記号及び番号
- (3) 所有者等の氏名又は名称及び住所
- (4) 現状
- (5) 申請の事由
- (6) 所要経費の予算書及び補助希望額

- (7) 修理, 管理又は復旧工事の仕様書
- (8) 施工者の住所, 氏名及び職歴の概要
- (9) 施工の予定期間
- (10) その他参考となるべき事項

2 条例第 10 条第 1 項の規定による補助金の交付又は条例第 11 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による勧告を受けて行う修理, 管理等については, 当該修理, 管理等の終了後速やかにその施工の経過その他必要と認められる事項を記載した報告書を経費精算書 2 通及び写真を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(経費補助による施工)

第 12 条 前条第 1 項の申請書の記載事項に変更を生じたときは, 速やかに施工の経過その他必要と認められる事項を記載した報告書, 経費精算書及び竣工後の写真各 2 通を教育委員会に提出しなければならない。

(現状変更等の制限許可)

第 13 条 条例第 12 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は, 次に掲げる事項を記載した許可申請書をその現状を変更し, 又はその保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)をしようとする日前 20 日までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 種別, 名称及び員数
- (2) 指定年月日並びに, 指定書の記号及び番号
- (3) 指定文化財の指定書記載の所在の場所
- (4) 所有者等の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者がある場合は, その氏名及び住所
- (6) 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (7) 現状変更等を必要とする理由
- (8) 現状変更等の内容及び実施の方法
- (9) 現状変更等のために所在の場所を変更するときは, 変更後の所在の場所並びに現在の状態の変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- (10) 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- (11) 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (12) その他参考となるべき事項

2 前項の許可申請書には, 次に掲げる書類, 図面及び写真を添えなければならない。

- (1) 現状変更等の仕様書及び設計書
- (2) 現状変更等をしようとする箇所の写真及び見取図
- (3) 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料
- (4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは所有者の承諾書

(5) 権原に基く占有者がある場合において許可申請者が占有者以外の者であるときは、占有者の承諾書

(6) 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは管理責任者の承諾書

(現状変更等の制限許可による完了報告)

第 14 条 条例第 12 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等に着手し及びこれを終了したときは遅滞なくその旨を教育委員会に報告しなければならない。この場合においては、その結果を示す写真及び見取図を添えるものとする。

(維持措置の範囲)

第 15 条 条例第 12 条第 2 項に規定する教育委員会規則で定める維持の措置の範囲は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 指定文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該指定文化財をその指定当時の現状（指定後において現状変更の許可を受けたものについては当該変更後の現状）に復するとき。

(2) 指定文化財がき損している場合において当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(3) 指定文化財の一部がき損し又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において当該部分を除去するとき。

(修理の届出)

第 16 条 条例第 13 条第 1 項の規定により修理の届出は第 11 条第 1 項の規定を準用する。

(環境保全のための必要な施設)

第 17 条 条例第 14 条第 1 項に規定する必要な施設とは標識説明札、注意札及び境界標等をいう。

(市の負担とする公開費用の範囲)

第 18 条 条例第 15 条第 3 項の規定による同条第 1 項の市の負担とする費用の範囲は、次のとおりとする。

(1) 公開のための指定文化財の移動に要する荷造費及び運送費

(2) 前号の移動に際し、教育委員会が必要と認めて当該指定文化財を運送保険に付する場合はその保険料

(市が負担とすることができる公開費用の範囲)

第 19 条 条例第 15 条第 3 項の規定による同条第 2 項の市の負担とすることができる費用の範囲は、前条各号に規定する範囲と同様とする。

(公開費用の補助申請)

第 20 条 前 2 条に規定する公開に要する費用の補助を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を公開前 20 日までに教育委員会に提出しなければならない。

(1) 種別、名称及び員数

(2) 指定年月日並びに指定書の記号及び番号

- (3) 指定書記載の所在の場所
- (4) 所有者氏名又は名称及び住所
- (5) 公開を行う所在地及び施設
- (6) 公開の期間
- (7) 荷造及び運送の方法
- (8) 公開期間中の管理の方法
- (9) 公開に係る予算書及び補助申請額
- (10) その他参考となるべき事項

2 前項の規定により補助金の交付を受けた場合は、第 11 条第 2 項の規定を準用する。

(公開給与金の支給)

第 21 条 条例第 15 条第 4 項の規定により支給する給与金の額の範囲は公開期間 1 月につき 1 件 100 円とする。

2 1 月に満たない期間についての給与金の支給は、その期間を 1 月とした計算による。

(損失の補償)

第 22 条 条例第 15 条第 7 項の規定により損失の補償を受けようとする所有者は、次に掲げる事項を記載した損失補償請求書を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 種別、名称及び員数
 - (2) 指定年月日並びに指定書の記号及び番号
 - (3) 所有者の氏名又は名称及び住所
 - (4) 補償を受けようとする理由
 - (5) 補償金の額として希望する金額
 - (6) 算出の基礎
 - (7) 滅失又はき損した指定文化財について損害保険契約をしていたときは、当該保険証券の記載事項
- (補償の決定)

第 23 条 教育委員会は、前条の規定による請求書を受理したときは審査の上補償を行うか否かを速やかに決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により補償を行うことを決定したときは補償金の額を定め支払の方法及び時期その他必要な事項とともに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により補償を行わないことを決定したときは、理由を附してその旨を請求書の提出者に通知しなければならない。

(基準)

第 24 条 補償金の額の決定は、特別の事情があるもののほか、次の各号の一に掲げる金額を基準として行うものとする。

- (1) 指定文化財が滅失（亡失又は盗み取られた場合を含む。）した場合においては、当該指定文化財の時価に相当する金額

(2) 指定文化財がき損した場合においては当該指定文化財のき損の箇所の修理のために必要と認められる経費及び当該指定文化財のき損前の時価と修理後の時価の差額との合計額に相当する金額。ただし、き損の状況によりこれを修理することが不適当又は不可能であると認めるときはき損前の時価とき損後の時価の差額に相当する金額とする。

(標識等の設置基準)

第 25 条 条例第 18 条の規定により設置すべき標識は、石造（特別の事情ある場合には金属コンクリート、木材その他石材等の材料をもって設置することを妨げない。）とし、次に掲げる事項を記入するものとする。

- (1) 種別及び名称
- (2) 館山市教育委員会の文字
- (3) 指定年月日
- (4) 建設年月日

2 条例第 18 条の規定による説明板には指定に係る地域を示す図面（特に必要がない場合を除く。）及び次に掲げる事項を記載する。

- (1) 種別及び名称
- (2) 指定年月日
- (3) 指定の理由
- (4) 説明事項
- (5) 保存上注意すべき事項
- (6) その他参考となるべき事項

3 前 2 項に定めるもののほか、標識、説明板、境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し、必要な事項は管理のために必要な程度において環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

4 囲さく、その他の施設については、前項の規定を準用する。

5 前項までに定める基準により標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しようとする者は、仕様書、設計図及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめその旨並びに当該工事の着手及び終了の予定時期を教育委員会に報告するものとする。

(選定の通知)

第 26 条 条例第 19 条に規定する館山市選定保存技術（以下「選定保存技術」という。）の選定の通知にあたっては、次に掲げる事項を記載して通知するものとする。

- (1) 選定保存技術の種別を示す記号及び番号
- (2) 選定保存技術の種別を示す名称及び員数
- (3) 選定保存技術の特徴を表す簡単な事項
- (4) 保持者等の氏名又は名称
- (5) 選定の年月日

(解除)

第 27 条 条例第 20 条の規定によるその他特殊な事由があるときとは、次の場合に該当するときとする。

- (1) 選定保存者技術保持者の死亡等により後継者がいないとき。
- (2) 選定保存技術保持者が市の区域外に移ったとき。
- (3) 選定保存技術保存団体が解散又は消滅したとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が認めたとき。

(台帳)

第 28 条 教育委員会は、次に掲げる事項を記載した館山市文化財台帳を備え付けなければならない。

- (1) 指定文化財及び選定保存技術の種別、名称及び員数
- (2) 所有者等又は保持者等の氏名若しくは名称及び住所
- (3) 指定書又は選定の通知書の記号、番号及び年月日
- (4) 指定又は選定当時の状況
- (5) 創造又は創始及び沿革
- (6) 指定又は選定事由
- (7) 指定後又は選定後の経過
- (8) その他参考となるべき事項

(会議等の庶務)

第 29 条 館山市文化財審議会に関する事務は、館山市教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 51 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 館山市文化財保護条例施行規則（昭和 32 年教育委員会規則第 4 号）は、廃止する。

附 則（平成 7 年 3 月 22 日教委規則第 5 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日教委規則第 11 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

8. 指定等文化財の分布（地図）

※巻末に収録

番号	種別	名称	所在地	見学
1	有形文化財（彫刻）	銅造千手観音立像	那古寺	△博物館本館に複製あり
2	有形文化財（工芸品）	梵鐘（弘安九年在銘）	小網寺	○
3	有形文化財（工芸品）	金銅密教法具	小網寺	△博物館本館（テーマ展開催時のみ）
4	民俗文化財（有形）	房総半島の漁撈用具	渚の博物館	○博物館分館
5	民俗文化財（無形）	茂名の里宇祭り	茂名	△2/20
6	記念物（史跡）	里見氏城跡 稲村城跡	稲	○

番号	種別	名称	所在地	見学
7	有形文化財（建造物）	那古寺多宝塔 附 木造宝塔	那古寺	○木造宝塔は不可
8	有形文化財（建造物）	大蔵院四面石塔 附 石製水向	大蔵院	○
9	有形文化財（建造物）	手力雄神社本殿	手力雄神社	○
10	有形文化財（建造物）	石井家住宅	畑	×解体保存中
11	有形文化財（建造物）	那古寺観音堂 附 厨子	那古寺	○
12	有形文化財（建造物）	千葉県立安房南高等学校旧第一校舎	北条	△
13	有形文化財（建造物）	千手院石造宝篋印塔	安東	○
14	有形文化財（絵画）	絹本着色僧形八幡神像	那古寺	×
15	有形文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来坐像	那古寺	×
16	有形文化財（彫刻）	木造如来形坐像	大神宮	○博物館本館
17	有形文化財（彫刻）	石造千手観音菩薩坐像附 石造不動明王立像 石毘沙門天立像	安東	△
18	有形文化財（彫刻）	石造地藏菩薩坐像	安東	△
19	有形文化財（工芸品）	繡字法華経普門品	那古寺	×
20	有形文化財（工芸品）	蓮華形柄杓戸	小網寺	△博物館本館（テーマ展開催時のみ）
21	有形文化財（書跡典籍等）	観世音経 孔雀王咒経 附 那古寺文書	那古寺	△博物館本館
22	無形文化財	館山唐棧織	長須賀	△博物館分館
23	民俗文化財（有形）	神余の弘法井戸	神余	○
24	民俗文化財（有形）	房総半島の万祝及び製作関連資料	館山	○博物館分館
25	民俗文化財（無形）	洲崎のミノコドリ	洲崎神社	△8/21
26	民俗文化財（無形）	安房やわたんまち	八幡	△敬老の日の前の土日
27	記念物（史跡）	安房神社洞窟遺跡	安房神社	×
28	記念物（史跡）	鉦切洞穴	船越鉦切神社	△
29	記念物（史跡）	安房国分寺跡	国分	○
30	記念物（天然記念物）	沼サンゴ層	沼	○
31	記念物（天然記念物）	洲崎神社自然林	洲崎	○
32	記念物（天然記念物）	布良の海食洞と鍾乳石	布良	×
33	記念物（天然記念物）	南房総の地震隆起段丘	船越鉦切神社	○

番号	種別	名称	所在地	見学
34	有形文化財（建造物）	洲崎神社本殿	洲崎神社	○
35	有形文化財（建造物）	鶴谷八幡神社本殿	鶴谷八幡宮	○
36	有形文化財（建造物）	応永八年在銘宝篋印塔	香	×
37	有形文化財（建造物）	小谷家住宅	布良	○
38	有形文化財（絵画）	慈恩大師画像	大蔵院	×
39	有形文化財（絵画）	歌舞伎大絵馬	那古寺	△
40	有形文化財（彫刻）	那古寺木造千手観音立像	那古寺	×
41	有形文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来坐像	大蔵院	×
42	有形文化財（彫刻）	慶長十三年紀年肖像彫刻二軀	大蔵院	×
43	有形文化財（彫刻）	木造天部像	洲宮神社	×
44	有形文化財（彫刻）	唐崖十一面観音立像	崖観音（大福寺）	○
45	有形文化財（彫刻）	木造聖観音立像	小網寺	△博物館本館
46	有形文化財（彫刻）	鶴谷八幡神社百態の竜	鶴谷八幡宮	○
47	有形文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来坐像	自性院	×
48	有形文化財（彫刻）	木造地藏菩薩立像	竹原	△博物館本館
49	有形文化財（工芸品）	双鳥花草文八咫鏡・双鳥花草文円鏡	大神宮	×
50	有形文化財（工芸品）	船越鉦切神社銅口	船越鉦切神社	×
51	有形文化財（工芸品）	刀銘「守家」	鶴谷八幡宮	×
52	有形文化財（工芸品）	水晶製六角五輪塔形舍利塔	自性院	△博物館本館
53	有形文化財（書跡典籍等）	棧地帳	竹原	×
54	有形文化財（書跡典籍等）	十二因縁論	大蔵院	×
55	有形文化財（書跡典籍等）	絹本名号木尊	大蔵院	×
56	有形文化財（書跡典籍等）	洲宮神社縁起	洲宮神社	×
57	有形文化財（書跡典籍等）	岡嶋家所伝安房忌部系図	大神宮	×
58	有形文化財（書跡典籍等）	洲崎大明神縁起	洲崎神社	×
59	有形文化財（書跡典籍等）	宋版『孫真人玉函方』他	館山	△博物館本館
60	有形文化財（古文書）	里見氏関係文書	館山	○博物館本館
61	有形文化財（考古資料等）	船越鉦切神社奉納独木舟	船越鉦切神社	×
62	有形文化財（考古資料等）	鶴谷八幡神社横札	鶴谷八幡宮	○博物館本館
63	有形文化財（考古資料等）	元應板碑	大蔵院	×
64	有形文化財（考古資料等）	祭祀用土製模造品	洲宮神社	○博物館本館
65	有形文化財（考古資料等）	安房神社高坏	安房神社	×
66	有形文化財（考古資料等）	坂井翁作古墳出土 環頭の大刀・圭頭の大刀	坂井	○博物館本館
67	有形文化財（考古資料等）	布良崎神社縄文時代石棒	布良崎神社	△
68	有形文化財（歴史資料）	高瀬家文書	那古	○博物館本館
69	民俗文化財（有形）	狛犬・鍵籠・木枕	安房神社	×
70	民俗文化財（有形）	洲崎神社神体髪	洲崎神社	×
71	民俗文化財（有形）	舎那院山の唐崖佛	舎那院	○
72	民俗文化財（有形）	寺赤組山車	那古	△7月第3日曜日を含む土日
73	民俗文化財（無形）	洲宮神社御田植神事	洲宮	△1/1
74	民俗文化財（無形）	船越鉦切神社かっこ舞	浜田	×
74	民俗文化財（無形）	海南刀切神社かっこ舞	見物	×
75	民俗文化財（無形）	藤原神社獅子神楽	藤原	△8/10
76	民俗文化財（無形）	古茂口獅子神楽	古茂口	△10月第2土曜日
77	民俗文化財（無形）	館島神社の湯立神事	西川名	△成人の日の前日
78	民俗文化財（無形）	山萩神社の簡粥神事	山萩	△2/26
79	民俗文化財（無形）	鶴谷八幡神社の簡粥神事	八幡	×
80	民俗文化財（無形）	神余日吉神社のかっこ舞	神余	○
81	民俗文化財（無形）	柏崎の御船歌	沼	△8/1
82	民俗文化財（無形）	新井の御船歌	館山	△8/1
83	記念物（史跡）	安房国分寺跡	国分	○
84	記念物（史跡）	館山城跡	館山	○
85	記念物（史跡）	雄誉上人墓	大網	○
86	記念物（史跡）	大寺山蔵窟墓及び出土品等	沼	×
87	記念物（史跡）	三義民刑跡及び墓	国分	○
88	記念物（史跡）	大神宮義民七人様の供養碑	大神宮	○
89	記念物（史跡）	やぐら	水岡	×
90	記念物（史跡）	孝子塚	国分	○
91	記念物（史跡）	館山海軍航空隊赤山地下壕跡	宮城	○
92	記念物（天然記念物）	オオウナギ	佐野	×
93	記念物（天然記念物）	沼のびゃくしん	沼	○
94	記念物（天然記念物）	沼サンゴ層（南条の沼サンゴ）	南条	○
95	記念物（天然記念物）	那古山自然林	那古	○
96	記念物（天然記念物）	那古寺の大蔵鉄	那古寺	○
97	記念物（天然記念物）	手力雄神社の大杉	大井	○
98	記念物（天然記念物）	滝川のびゃくしん	山本	○
99	記念物（天然記念物）	諏訪神社自然林	正木	○
100	記念物（天然記念物）	慈恩院のオハツキラッパイチョウ	慈恩院	○
101	記念物（天然記念物）	妙音院のオハツキラッパイチョウ	妙音院	○

番号	種別	名称	所在地	見学
102	有形文化財（彫刻）	唐棧織	長須賀	○博物館分館
103	有形文化財（彫刻）	洲崎踊	洲崎	△8/21
104	有形文化財（彫刻）	南房総地方のミノコドリ	波左間	△7/1

番号	種別	名称	所在地	見学
105	有形文化財（彫刻）	房総のミカリ習俗	洲宮	×

番号	種別	名称	所在地	見学
106	有形文化財（建造物）	鈴木家住宅主屋	沼	△
107	有形文化財（建造物）	鈴木家住宅蔵	沼	△
108	有形文化財（建造物）	鈴木家住宅表門	沼	△
109	有形文化財（建造物）	紅屋商店店舗	長須賀	○
110	有形文化財（建造物）	紅屋商店主屋	長須賀	○
111	有形文化財（建造物）	巴櫓	犬石	○
112	有形文化財（建造物）	洲崎灯台	洲崎	△
113	有形文化財（建造物）	小高記念館	館山	○
114	有形文化財（建造物）	小原家住宅主屋	南条	△
115	有形文化財（建造物）	小原家住宅離れ	南条	△
116	有形文化財（建造物）	小原家住宅米蔵	南条	△
117	有形文化財（建造物）	小原家住宅文庫蔵	南条	△
118	有形文化財（建造物）	小原家住宅旧長屋門	南条	△
119	有形文化財（建造物）	小原家住宅表門	南条	△
120	有形文化財（建造物）	旧森田家住宅主屋	北条	×

番号	種別	名称	所在地	見学
121	有形文化財（彫刻）	千葉県立安房高等学校旧管理棟（無弦館）	八幡	△

・○見学可 △外観の一部見学可又は時期によって可 ×見学不可
・「本館」は市立博物館本館、「分館」は渚の博物館（館山市立博物館分館）で展示しています
・○または△であっても修理や展示替えなど状況により見学ができないこともあります。

館山市文化財保存活用地域計画

令和 8～17 年度

認定 令和 8 年（2026） 7 月
編集・発行 館山市教育委員会 教育部
生涯学習課 博物館
千葉県館山市館山 351-2
TEL 0470-23-5212